

第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い

同一敷地内にある2以上の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備(以下「消火設備」という。)を設置する場合において、当該2以上の防火対象物に設置する当該消火設備の加圧送水装置、水源、消火薬剤、消火剤又は補助高架水槽が次に適合する場合は、それぞれ兼用することができる。

1 加圧送水装置

規則第12条第1項第7号ハ(ニ)ただし書に規定する「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次によること。

- (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力(以下この第3において「ポンプの全揚程等」という。)は、加圧送水装置を兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られること。
- (2) ポンプの吐出量は、兼用する各消火設備に必要なとされる量が確保されていること。

2 水源等

水源、消火薬剤又は消火剤を兼用する場合は、水源の水量、消火薬剤の貯蔵量又は消火剤の量(以下この第3において「水源の水量等」という。)が兼用する各消火設備に必要なとされる量以上確保されていること。

3 最大量による兼用

2以上の防火対象物で兼用する消火設備が同じ消火設備(屋内消火栓設備と屋内消火栓設備を兼用する場合等)で、かつ、必要なポンプの全揚程及び吐出量又は水源の水量等が当該防火対象物で最大となるものの量以上確保されていること。

4 補助高架水槽

補助高架水槽の水量は、兼用する各防火対象物に必要なとされる水量のうち最大量以上の量とすること。

※ 一の防火対象物に2以上の消火設備を設置する場合は、前第2によること。